

宗教法人法成立過程の予備的考察

古賀和則

(龍谷大学)

現在龍谷大学の安武教授を代表者として、「宗教団体における教団組織と宗教法人組織との相互関係に関する研究」を研究課題とする科学研究が組織され、そのプロジェクトのひとつとして宗教団体法、宗教法人令及び宗教法人法の比較研究がおこなわれています。本日はこのプロジェクトの予備的考察として、現行宗教法人法（昭和二六・四・三 法律第一二六号）の成立過程を概観し、若干の具体的事例と論点を紹介させていただきます。

一 宗教法人法成立過程再構成の意義と問題点

今日、宗教法人の運営上の諸問題や宗教法人法の運用上の諸問題が指摘され、立法論的な方向をも含めて同法について議論がなされています。この議論では、まず法律の条項の趣旨を再確認しておくことが必要となります。ここで重要なのが初発の段階での趣旨であろうと考えます。同時代の状況から宗教法人法の条項の運用を議論する場合に同法の包括的な趣旨をも含めて考慮することが必要ではないかと考えるからです。

ご承知のように宗教法人法は、国民の宗教活動に包括的にかかわる宗教団体法（昭和一四・四・八 法律第七号）及び同法以前の宗教法制的系譜を引くものとみなせますから、宗教団体法から宗教法人令（昭和二〇・一

二・二八 勅令七一九)へさらに日本国憲法の施行のなかでの宗教法人法の制定施行へと連続する過程は、国家と宗教との総体的な関係枠の範囲と内容の具体的な推移を表現するとも考えられます。したがって、宗教法人法の条項を個別的に取り出して他の関連法令を参照し解釈する作業に加えて、同法の包括的な趣旨との係わりを考慮することが要求されると考えます。

ところで宗教法人法の初発の趣旨の形成を明らかにする方法のひとつとして、法制定にいたるまでの当事者たちの議論を再構成し、これらをふまえて吟味することが考えられます。本報告がめざす方法です。たとえ断り恐縮ですが、宗教団体法、宗教法人令そして宗教法人法を三枚の正式写真にたえてみます。宗教団体法という一枚目の写真にいた人物が宗教法人令という二枚目の写真ではいなくなり、三枚目の宗教法人法という写真ではその位置に別の人物が写っている。この異動は、どうして起こったのか。逆に、異動のない場合でも、なぜ異動しなかったのかという問いも成立します。これらの問いに回答を与えるひとつの方法として三枚の正式写真のみを比較検討する方法もあります。しかし、それぞれの正式写真が撮られる間に起こった出来事を写したスナップ風の複数の写真を挿入してみると一枚目から三枚目にいたる変動がより具体的にみえてくることも期待されます。すなわち、プロセスのなかに宗教法人法の趣旨を確認すること、これがこの発表が採用している基本的な立場です。

しかし、この立場からの作業にとって問題は基礎的資料の発掘です。宗教法人法に関連する研究は決して少なくないのですが、法案制定過程を、たとえば、選択的な見解、議論された論点、そして採用された条文というように追跡できるような構成となっている文献は非常に少ないように思います。そのなかで宗教法人法案起草の一方の当事者であった文部省宗務課の井上恵行氏¹⁾とCIEの特別企画官で宗教法人法の起草のさいCIE側の窓口

となったウツグード⁽²⁾、そして彼らの研究に独自の視点からの阿部美哉氏⁽³⁾の研究を先駆的な業績として挙げる事ができます。この発表も基本的に三氏の研究に依拠するものです。ただ、当事者の証言はまずもって基礎資料に基づいて吟味される必要がありますから、当面の作業としては基礎資料に基づき当事者の証言を加味しつつ起草にいたる各段階の議論を復元することとなろうと考えています。

ところで宗教法人令と宗教法人法の起草過程にかんする基礎資料は文部省側からは発見されないといわれていますから、他方の当事者であったGHQ・CIEの保存文書に期待することになります。本日の発表は、当事者たちの証言とCIE文書のマイクロフイッシュの探索で発見された資料を材料としてすすめていきたいと思えます。

二 占領下の宗教立法過程の概要

まず、宗教団体法から宗教法人令をへて宗教法人法の成立にいたる過程を概観したいと思います。

1 人権指令から「陽の目を見ない勅令」へ

永年の懸案であった宗教団体法は、昭和十五年から施行されて終戦を迎えますが、同二十年十月四日のGHQの覚書「政治的、社会的及び宗教的自由の制限撤廃に関する件」(いわゆる人権指令)に特記され廃止を命じられます。

文部省はこの指令に抵抗すべくもないわけですが、同法廃止によって宗教団体の法人格が変動し宗教団体の財

産が散逸することさらに宗教団体の税的優遇措置が喪失することを懸念し、同法を廃止すると同時に上記の要請を充たす勅令を出す方針をとり、十月十三日、吉田宗教課長はその方針をダイクCIE局長に諮ります。吉田課長は、最終的には一切の宗教を対象として宗教法人の財産上の特権を許与するための立法を考えているが当座は経過措置を計るとしています。この経過措置として提示された案の実体は不明ですが、宗教団体法は廃止されるが同法のうち宗教法人の財産保護に関する条項は引続き効力を要するとされており、井上恵行氏のいう「陽の目を見ない勅令」の内容に近いものであつたらうと推測されます。これにたいするダイク局長の反応は、文部省案に了解を与えたもののように記録されています。

後日文部省は、正式に裁可された勅令と省令、訓令をCIEに提出します。この勅令、省令、訓令の内容は、井上恵行氏の著書において詳細に紹介されておりここでは省略しますが、同氏の要約によると、(a)同年十一月十五日を期し、非法人の宗教団体を解散し宗教法人にだけ当分の間存続し得る道を開くこと、(b)届出制をたてまえとし認可事項は最小限度にとどめること、(c)合併や監督に関する規定を削除することを眼目とするものでした。しかし、文部省の意に反してCIEはこの勅令の承認を拒否します。CIEがこの勅令を拒否した理由は、勅令に一部でも所轄庁の認可が残されていること、また勅令にはCIEの意向がはいる余地がないという占領―被占領関係の顕示という理由もありました。

2 「宗教法人令」

宗教団体にたいする法人格の付与と税的優遇措置という文部省の考えた要請について、CIEは特別の法令でなく民法を利用すべきと考えていたといえます。しかし、同年十一月五日に開催された日本の宗教界の代表者と

CIEの会談のなかで、宗教界は一斉に特別の法令の制定を要望します。これによりCIEも文部省が提出していた勅令原案の検討に同意します。

宗教法人令の制定作業はCIEと文部省宗務課のごく限られた関係者によってすすめられ、CIE側は、文部省原案に宗教団体の法の諸規定が留められているとして大幅の変更を求めていきます^⑤。そして、一応の成案をみたところで宗教界に意見が求められ、大方の賛同を得て十二月二十八日、宗教法人令が公布・施行されます。宗教法人令制定過程に関する資料は現在のところほとんど発見されておらず、宗教法人令の制定過程での議論の内容はいまのところ殆ど不明です。

3 「宗教法人令」改正の動き

宗教法人令は、徹底した信教の自由・政教分離原則から、法人化の手続きを自由化かつ簡略化し、また宗教法人内部の組織や宗教活動にたいする公権力の係わりを除去しています。この宗教法人令下において、多くの問題が発生しました。たとえば、宗教法人制度の悪用の問題、離脱・転派をめぐる教団内部紛争の問題、宗教法人の運営の問題、宗教団体の不祥事などです。

こうした背景から、昭和二十一年七月、文部省は、神社、寺院又は教会が教派、宗派又は教団を離脱しようとするとき、教派、宗派又は教団の主管者の承認を得ることが必要であるとの宗教法人令第六条の解釈の変更を打ち出そうとしますが、CIEの拒否にあいます^⑦。

同二十二年六月初旬、文部省は宗教法人令の改正案をCIEに持ち込みます。その案をまだ特定できませませんが、パンス宗教課長による会議録には、離脱に際し信者総代と全信者の過半数の同意を得ることを必要とする

あります。しかしCIEは同令改正の必要性を認めていません。⁽⁸⁾

ところで、宗教法人令の改正を促すもうひとつの要件として、ポツダム勅令は占領終結とともに失効するので法律に替える必要があるという形式的な要請も起こってきました。この面からの議論は、同年二月からなされ始め、十二月には正式なものとなったようです。⁽⁹⁾ただ、同二十一年から議論されていた文部省宗務課自体の存続問題が同二十二年から加熱化し、宗教法人令改正ないし代替の法律の制定の動きは当分の間潜まることとなります。⁽¹¹⁾

4 「宗教法人令改正案」

宗教法人法草案の作成作業は同二十四年秋頃からと一般にいわれているのですが、それは作業が本格化したという意味でしょうか。宗教法人令の変更という意味では、同令施行後かなり早い時期から文部省の念頭にあったことは事実です。しかし、CIEは文部省が申し入れた新立法について協議の開催自体には応じていますが、CIEの方針は宗教団体の法人格付与は民法によるべきであるとの立場であり、また宗教立法の問題と宗教を扱う文部省宗務課の存在の問題を連結して捉えていたと考えられます。

文部省宗務課の存続の見通しがついた同二十三年八月、篠原宗務課長は、宗教法人令を改正し法律とすること
をCIEに申し入れ、バンス宗教課長は、宗教法人令に法律の地位を与える必要があることには同意していま
す。⁽¹²⁾

ただし文部省は宗教法人法草案の作成に絞って作業をすすめたわけではなく、宗教法人令改正の可能性も残していたかのようにも見受けられます。というのは、後述するような同二十三年十一月以降の作成と見られる宗教法人令改正案が発見されています。⁽¹³⁾

5 「宗教法人法」昭和二十四年三月案

同二十三年十二月一日付けの会議録によれば、篠原宗務課長は宗教法人法の草案をCIEに持ち込み、翌年二月か三月頃には議会に提案したいと述べたとされています。⁽¹⁵⁾その後文部省とCIEの協議が散発的におこなわれ、同二十四年三月付けの宗教法人法案の草案が発見されています。同案は、全二十六条であり制定される法の約三分の一の条数でした。⁽¹⁶⁾

一方、CIEは宗教界に法制定の意向を聴取するなどの初発的作業をおこなっていました。宗教立法そのものが必要であるのかという基本的な問題にとどまっていたわけです。

しかしここでもまた、宗教法人令制定の場合と同じく宗教界の要望がCIEを動かし、宗教法人法起草に向かわしめたといわれます。文部省の説得に応じて宗教界は「独立前に新法律を作つてほしい。」という要望をCIEに提出します。CIEはこの要望を無視することはできず、同二十四年十月、新法案の作成に同意することになります。⁽¹⁷⁾

6 「宗教法人法」昭和二十五年初頭案

そして翌二十五年一月下旬には、宗教法人法案がCIEと文部省の間で同意され、国会に提出する最終案が作成されたといわれます。しかしこの法案の国会提出は夏まで延期されることになりました。⁽¹⁸⁾国会提出を延期された宗教法人法案は、法律、施行規則という構成になっていたといえます。その内容については、同定が可能かどうかなお問題が残りますが、同二十五年二月二十八日付けの「宗教法人法案」があります。同法案は、前文、本則三十二条、付則五条からなっています。⁽¹⁹⁾

なお、国会提出が中止となった理由について文部省とCIEの間には認識の違いがあります。文部省側は、CIEが「日本の役人は法律の本体は簡単において施行規則でもって好き勝手にする。」と警戒し修正を求めたのだらうといい、他方ウツタード特別企画官は、専ら日本政府内部の調整の問題としています。この時点での理由は定かではないのですが、やがて宗教法人法案作成のなかで法律の段階的構成の問題が処理されていくことになりました。⁽²⁰⁾

7 「宗教法人法」昭和二十五年九月案

こうして改めて宗教法人法案の起草作業がすすめられます。CIEは、特別企画官のウツタードを中心として原案について宗教界の意見を聴取しつつ、文部省原案を、検討し修正するという形ですすめます。同二十五年の夏は、時間的にも内容的にも濃密に文部省とCIEの折衝が続けられています。なお、同二十五年七月二十八日付けの「宗教法人法案」(本則四十二条、付則四条)、同年九月十八日付けの「宗教法人法案」(本則四十二条、付則六条)が発見されています。⁽²¹⁾

8 「宗教法人法」昭和二十六年案

翌二十六年一月九日付けの「宗教法人法案」では条数が大幅に増加され、本則七十七条、付則七条に脹らんでいます。⁽²²⁾さらに、同年一月十七日付け案では、本則八十八条、付則二十二条となり、⁽²³⁾国会審査を経て同年四月三日に成立した「宗教法人法」は、本則八十九条、付則二十四条となります。

三 若干の具体的事例

「宗教法人令」から「宗教法人法」にいたる過程にいくつかの法令案が作成されていたことが判明しました。私は現在その法令案を検索していますが、本日はそのなかから初期段階での「宗教法人令改正案」、「宗教法人令施行規則改正案」、「宗教法人法改正案趣旨」、「宗教審議会要綱（案）」を紹介します。

これらの資料は、CIEのマイクロフィッシュで「Religious Corporations Law (Draft)」というファイルに入っていたものです。各資料の作成年月日は不明ですが、ファイル全体は昭和二十四年とされています。これらの資料は、宗教法人令改正が指向されていたなかで宗教法人法制定の準備も加わってきた時期のものであろうと思われます。

1 「宗教法人令改正案」の概要

この資料にみられる若干の論点について触れてみます。

宗教法人令改正案

第二条（第一項）教派、宗派又は教団を設立しようとする者は、命令の定めるところにより、教派、宗派又は教団の規則を作り（その規則につき）文部大臣の認証を受けなければならない。

第三条(第一項) 神社、寺院又は教会を設立しようとする者は、命令の定めるところにより、神社、寺院又は教会の規則を作り、(その規則につき) 都道府県教育委員会の認証を受けなければならない。

第六条の二 神社、寺院又は教会は、所属教派、宗派又は教団を離脱しようとするときは、総代の同意、並びに総代以外の氏子、崇敬者、檀徒、教徒及び信徒で互選した代表者五人以上の同意を得なければならない。当該神社、寺院又は教会が所属教派、宗派又は教団を変更しようとする場合には、なお、新たに属しようとする教派、宗派又は教団の主管者の承認を受けなければならない。

第十一条の二 神社、寺院又は教会は、左の各号の一に該当する行為をしようとするときは、総代の同意を得なければならない。

一 境内地又は構内地の区域の変更又は著しい模様替をすること

二 境内建物又は構内建物の新築、改築、移築、除却又は著しい模様替をすること

三 前二号に掲げる土地又は建物を当該神社、寺院又は教会の目的以外の用に供すること前項の境内地及び構内地並びに境内建物及び構内建物の意義に関し必要な事項は、政会（まち）でこれを定める。

第十三条(第一項) 宗教法人が法令に違反し若しくは公益を害す(公共の福祉を妨げ)るような行為をしたとき、又は神社、寺院若しくは教会の主管者も代表者も欠けたまま三年以上に及ぶときは、裁判所は、利害関係人若しくは検事の請求に因り、又は職権をもって、その解散を命ずることができる。

第十九条 文部大臣(文部大臣及び都道府県教育委員会)は、調査又は統計上必要があるときは、(調査上その他の事由に因り、必要があるときは) 宗教法人に対し、報告を求めることができる。

第二十条 第一条第一項の団体を設立したときは、その目的、事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

を、神道教派、仏教宗派及びキリスト教その他の宗教の教団にあつては文部大臣に、神社、寺院及び教会にあつては都道府県教育委員会に届け出なければならない。但し、当該神社、寺院又は教会が教派、宗派又は教団に属している場合には、所属教派、宗派又は教団から、その神社、寺院又は教会の事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所を文部大臣へ及び（都道府県教育委員会）に届け出なければならない。前項の規定による届出に係る事項に変更を生じたときは、前項の例に準じ、これを届け出なければならない。

第二十一条 第十九条の規定は、第一条第一項の団体について、これを準用する。

宗教法人令施行規則改正案

○宗教法人令第二条第一項及び第三条第一項の命令（規則の準則に関する規定）を加えること。

○第 条 神社、寺院及び教会には、氏子、崇敬者、檀徒、教徒及び信徒の氏名、住所、職業及び生年月日を記載した名簿を備えなければならない。

○第十二条第一項（登記事項）に次の一号を加えること。

八 総代の氏名及び住所

○第十七条 宗教法人の設立の登記の申請書には、規則及びその認証書、並びに申請人の資格を証する書面を添付しなければならない。

「宗教法人令改正案」と同令施行規則改正案をみると、①第二、三条の宗教法人の設立に関し、準則に基づく規則の認証制を採用し、②第六条の規則変更に関連し、離脱の要件を広く信者の意見が反映されるように要件を厳しくし、③第十一条のいわゆる財産処分等の範囲を拡大しています。④第十三条は、ほぼ字句の整理的なもので、新たな付加は見られません。⑤第十九条以下は追加されたものであり、第十九条で宗教法人にたいする所轄庁の調査権限を明文化し、⑥第二十、二十一条で宗教法人だけでなく宗教団体を設立したときの届出を義務づけ、しかも所轄庁の調査権限を認めています。⑦そして、「施行規則改正案」で組織面の明確化として、信者名簿の備付、総代の登録を義務づけています。

この改正案から当時の宗教法人制度の問題とされていた事項が浮かび上がってきます。すなわち、宗教法人となりうる宗教団体の適格性の問題、その審査権の問題、法人規則のチェックの必要性、離脱問題そして財産処分等の問題です。

2 「宗教法人法改正案趣旨」の概要

次に「宗教法人法改正案趣旨」をみます。

宗教法人法改正案趣旨

文部大臣が行う宗教事務の実質的規定——権原原行使の内容規定——の主要なもの

改正内容

1 この法律の目的を明規すること

例えば、信教自由、政教分離の基盤の上に立ち、公共的福祉に寄与する宗教団体の社会的地位を確保することを目的とする旨を明規すること。

2 組織に関する事項を明規すること

(A) 宗教団体を設立したときは届け出ること。

(B) 宗教団体が宗教法人となるときは特設の委員会の証明を得て登記すること。その証明は、宗教自体の証明でなく、公益法人としての適格性をもっていることの事実を証明するものであること。

(C) 総代を登録制にすること。

(D) 宗教法人に信徒の名簿を備えつけること。

3 公共的福祉に関する規定を設けること。

(A) 宗教団体は公共的福祉を妨げるような行動があつてはならないこと。

(B) 宗教団体の情報を蒐集することができること。

(C) 離脱については、総代及び大多数の信徒の意思を反映させること。

(D) 宗教法人の紛議については、宗教審議会に調停を求め得ること。

宗教審議会要綱(案)

一、この審議会は、宗教が平和的、文化的日本の建設に重要な役割をもち、国民の福祉に甚大な関係がある

から、信教自由の精神に基づく宗教団体の自主独立の基盤に立つて、宗教の文化的、社会的な重要事項を調査し、審議することをもって目的とすること。

二、この審議會は、前項の調査審議の結果を文部大臣に報告し、及び文部大臣の諮問した宗教に関する文化的、社会的事項について答申するものとすること。

この審議會は、利害関係人の申出があるときは、宗教団体における社会的紛議ケンギに対し、幹施ツグシ又は調停をすることができると。但し、その決定は、強制力をもたないこととすること。

三、この審議會は、委員長一人及び委員二十人以内でこれを組織すること。

特別の事項を調査審議するため、必要があるときは、臨時委員を置くことができること。

委員及び臨時委員は、宗教家及び学識経験ある者の中から、審議會で推薦した者が、これに任命されること。

委員の任期は、二年とすること。

委員長は委員の互選とすること。

四、この審議會は、必要があると認めるときは、文部大臣若しくはその所属職員又は関係者に対し、意見の開申又は資料の提出を要求することができること。

五、この審議會施行当初の委員は、宗教家及び学識経験ある者の中から、文部大臣の委嘱する十人の者によつて推薦された者が、これに任命されること。

これはまだ殆どメモみたいな段階ですが、基本的には「宗教法人令改正案」に盛込んだ内容を踏襲していま

す。ただ法人設立に関し、認証制を予定しているかどうかは不明ですが、「特設の委員会の証明」を要することが見えます。そして宗教審議会という機関を設置し、宗教法人の紛議について調停機能を持たせることが新たに加わっています。

四 若干の論点

いま紹介した一連の資料は、昭和二十四年以前の比較的早い段階の案と思量されます。この後、数次にわたる宗教法人法案が作成され修正が加えられて、現行の宗教法人法へと練りあげられます。このプロセスでの議論を明らかにすることが我々の課題ですが、本日は右記の資料に認められた若干の事項の展開の態様を紹介したいと思います。

1 法律の目的（宗教団体に法人格を付与する根拠）

まず宗教法人法の目的に関する議論です。同法は宗教団体に法人格を付与するものですが、宗教団体に法人格を付与する根拠の問題です。文部省の見解は「宗教法人法改正案趣旨」の1及び2(b)とか「宗教審議会要綱（案）」のななどにみられるように「宗教は平和的、文化的日本の建設に重要な役割を持つ」とか「公共的福祉に寄与する宗教団体」といった公共的・公益的性格に期待し、その増進に資するための法律という立場に立っています。

宗教法人法案起草のCIEとの本格的な協議では、この目的つまり第一条から意見が対立したといわれます。

原案では「この法律は、宗教団体が教義の宣布及び儀式の執行をなし、公共の福祉に寄与すべきものなるに鑑み、信教自由の基盤の上にその社会的地位を確保することを目的とする。」などとなっていました。たとえば、その後の案では「宗教が公共の福祉に及ぼす影響の大きいのに鑑み」とか、「宗教団体の十分に活動することが出来るように」とか、宗教を保護し「社会福祉にたいするその貢献を促進するため」という表現が続いています。すなわち、宗教団体の宗教活動それ自身が公共の福祉の増進に貢献するという観点から宗教団体に法人格を付与するというものです。²⁴⁾

ところがCIEは、宗教団体の社会的地位は政府が決めるべきものでなく、またすべての宗教が必然的に公共の福祉に寄与していることも疑問であるとして、政教分離原則に照らせばこの法律の目的は、宗教団体が法的な力を獲得すること以外にないとし、結局現行の第一条となり、さらに加えてバンス宗教課長の要望で同条二項に信教自由の尊重を入念に規定させたといいます。²⁵⁾

2 宗教法人内紛への係わり

次に宗教法人内部に発生する紛争にたいする公権力の係わりの問題です。この問題について「宗教法人法改正案趣旨」では、宗教審議会を設置し、「利害関係人の申し出があるときは、宗教団体における社会的紛議に対し、斡旋又は調停することができ。」としています。ここにも宗教法人の内紛は公共の福祉に係わるとする発想があり、公共の福祉の観点から政教分離・信教自由原則に反しないかぎりて調停をめざしています。

文部省の宗教審議会構想は宗教界からも賛同を得ていたようですが、CIEは、この構想を信教自由原則と「教会」と国家の分離原則にそぐわないと考え無視していましたが、やがて審議会を法律で規定しておいたほう

がよいとの判断に立ち改めて法律の草案に明確に規定することになります。ご承知のように制定された法律では、宗教審議会は宗教法人審議会と改称され、職務の対象を宗教法人から所轄庁に転回し、所轄庁の専断をチェックする機能を付与するよう描き改められ、しかも「宗教法人審議会は、宗教団体における信仰、規律、慣習等宗教上の事項について、いかなる形に於いても調停し、又は干渉してはならない。」と入念規定が付加され、当初の構想が完全に逆転してしまうことになります。⁽²⁵⁾

3 宗教法人の機関の構成

宗教法人の機関に関しては、「宗教法人令改正案」と「宗教法人法改正案趣旨」は、ともに主管者を置き総代がこれを扶けるという構成を考えていました。もつとも主管者―宗教者の専断的な運営から問題が発生することもあり、主管者―総代体制の中で信者の意見をより反映される手立てを考えていました。

もちろん宗教法人法の原案にも主管者―総代体制が盛込まれていました。しかしCIEは、従来の総代は信者の真の代表とみなされず、法人の民主的運営を図るため、用語はともかくとして責任役員制を提案します。これにたいして文部省は、「それでは、二元論にたつことになる。二元論は要らない。民法ですむことだ。」と主張したといいますが、結局責任役員制が貫徹されることになりました。

むすびにかえて

以上、宗教法人法成立過程の概要をたどってまいりました。もとより端緒の段階の報告ですので特段の結論は

ありませんが、最後に今後研究を進めるにあたって考慮すべきと考えている点を紹介し結びにかえたいと思います。

宗教法人令制定から同令改正そして宗教法人法制定といった動きを内側で形成したのは、文部省宗務課、CIE宗教課、そして日本の宗教界の三者ということになります。また法案を起草する過程は、文部省が発議しCIEの了承を得て原案を作成、これをCIEが宗教界の意見を忖度して(修正しつつ)了解する、という構図と見ることができます。

一言で申しますと、宗教法人法の制定過程は、それぞれ背景を有する文部省の宗教行政とCIEの宗教政策の広範な角逐、相互作用の脈絡全体の中に位置づけてみる必要があるということです。

宗教法人法の原案の作成は文部省でしたが、CIEの窓口となったウッタード特別企画官は文部省の原案を「古いパターンを守り続け、バンスやダイクを絶望的にさせる宗教団体の表現と同じ表現を好んで用いていた。」^②といえます。この言い回しにはウッタードの好悪感が感じられ、直ちに文部省が宗教団体の復刻版を提出したと推断することはできないでしょう。しかし宗教立法の技術として下敷きとなりうるものは、宗教団体法であったことは容易に推測されます。さらに、宗教立法の民法等の諸関連法令との調和を考慮すれば、宗教団体法類似の体系に立脚したであろうことも推測できます。

しかし文部省は、宗教団体法に似た原案を右記のいわば技術上の要請からのみ提示したわけはなく、その背景に宗教あるいは宗教団体あるいは宗教法人に関する宗教行政機関が承継してきた基本的な価値や態度が存在しているようです。すなわち、文部省の宗教行政は、占領下において大きな変化をみましたが、一貫して集団優先主義的な(すなわち、個別主義的に集団(国家)の目標達成を基準とする価値評価と集団(国家)規範・秩序の遵

守を優先する) 視点から、宗教及び宗教法人に関わりを持つていました。⁽²⁸⁾

文部省の宗教行政にたいしCIEは、厳格な政教分離の立場から対処しています。CIEの政策の根底に、バンスやウッタードらのスタッフの個人的な信教自由・政教分離原則についての理念があったことも事実でしょうが、日本の戦前の体制の廃絶し復活を警戒するといふより広範な占領政策の枠組からの圧力が政教分離の方針を裏打ちした側面も無視できないと思われます。当然のことですが、宗教法人法制定過程は、占領軍の占領政策全体、日本政府の行政全体及び宗教界の利害状況等等など、種々の要因にも目配りする必要があります。

注

- (1) 井上恵行『改訂宗教法人法の基礎的研究』一九七二
- (2) W・P・ウッタード The Allied Occupation of Japan 1945-1952 and Japanese Religions, 1972 (阿部美哉訳『天皇と神道—GHQの宗教政策』一九八八)
同 “Study on Religious Juridical Parsons Law”, in Contemporary Japan vol. XXV, No. 3, 1958—vol. XXVI, No. 2, 1959 G4
“Religious Juridical Parsons Law” Contemporary Japan, 1960, pp. 1—84 として刊行されたものが未見。
- (3) 阿部美哉「占領軍の対日宗教政策」『宗教研究』第四八巻第一号二頁—二四頁、一九七四
同「GHQの宗教政策—宗教学的政教分離論の試み(上)—」『展望』一九七五
同「組合派宣教師と天台僧—宗教学的政教分離論の試み(下)—」同上、一九七五
- (4) 井上、前掲書、二二五頁—二六九頁
- (5) 『宗教団体法廃止ニ関スル会談要旨』
- (6) CR 9 Nov. 45 Choy “Conference on New Religious Bodies Law” (Box. No. 5939, CIE(D)5745.)
- (7) 井上、前掲書、四六三頁—四六六頁、ウッタード、一九七二、邦訳三三九頁—三四二頁
- (8) CR 10 June 47 WKB (Messrs. Fukuda and Shinohara (Religious Affairs Section, Ministry of Education)) “Proposed

- Amendment of the Religious Corporations Audience <sic> ” (Box. No. 5929, CIE(A)8509.)
- (9) CR 19 Feb. 47 WKB (Messrs. Fukuda and Ota, Ministry of Education) “Problems Involved in Incorporating Proposed Law and Ordinance Into One Bill” (Box. No. 5928, CIE(C)6786)
 - (10) CR 2 Dec. 47 WKB (Mr. Fukuda, Religious Affairs Section) “Transferring Religious Corporation Ordinances to Laws” (Box. No. 5929, CIE(A)8518.)
 - (11) 文部省宗務課の存続問題については、古賀和則「占領下における宗教行政の変容―文部省宗務課とC―と宗教課―」『観念紀要』第一巻第二号一七頁―三三頁、一九九一、参照。
 - (12) たとえば、井上、前掲書、二七九頁
 - (13) CR 31 Aug. 48 WKB (Messrs. Shinohara and Soda, Religious Affairs Section, Ministry of Education) “Revision of the Religious Corporations Ordinances” (Box. No. 5929, CIE(A)8529.)
 - (14) “RELIGIOUS CORPORATIONS ORDINANCE” (Box. No. 5940, CIE(D)3771) 観谷大学宗教法研究会『宗教法研究』第十輯、一七頁―二二頁、一九九〇
 - (15) CR 1 Dec. 48 Leach (Mr. Shinohara, Chief, Religious Affairs Section, and Mr. Soda, Interpreter) “The Proposed Religious Organizations Law” (Box. No. 5929, CIE(A)8537)
 - (16) “The Religious Corporation Law (Draft) March 9 1949” (Box. No. 5938, CIE(B)8007) 観谷大学宗教法研究会、一九九〇、一三三頁―二一九頁
 - (17) ウツグート、一九七二、邦訳一〇五頁
 - (18) WR 27 Jan. 50 (RCR) “Weekly Reports for Week Ending 27 Jan. '50. — Liaison with Japanese Government Agencies —” (Box. No. 5931, CIE(A)8602)
 - (19) 「宗教法人法案」(Box. No. 5939, CIE(D)5739) 観谷大学宗教法研究会、一九九〇、三〇頁―四七頁
 - (20) ウツグート、一九七二、九六頁脚注など。
 - (21) 「宗教法人法案」(Box. No. 5940, CIE(D)5762.4) 観谷大学宗教法研究会、一九九〇、四八頁―七二頁
 - (22) 「宗教法人法案」(Box. No. 5940, CIE(D)5765) 同右、一九九〇、一〇四頁―一二七頁
 - (23) 「宗教法人法案」(Box. No. 5940, CIE(D)5766.7) 同右、一九九〇、一二八頁―一五四頁

- (24) ウッダード、一九七二、九八頁及び脚注。一九五八
- (25) ウッダード、一九七二、邦訳一一一頁、一九五八、及び新宗連調査室編『戦後宗教回想録』一七九頁
- (26) ウッダード、一九五八
- (27) ウッダード、一九七二、邦訳一〇六頁
- (28) 古賀、前掲参照。